

114
A 3906



中三拾六號

東京市街火災鎮防之為家屋建方之申立書

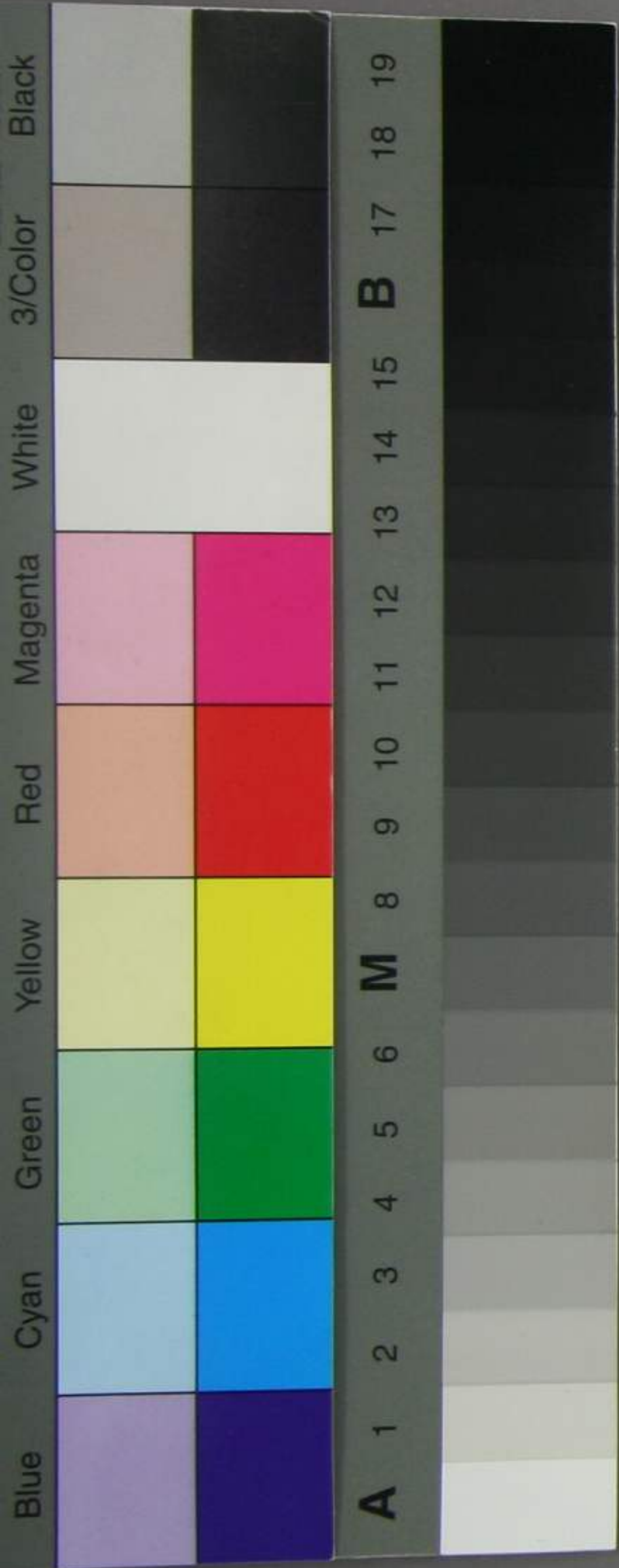
壬申
三月八日

後倉英昭
田村利用
早間秀雄
小尾輔洞
飯岡金次郎
市川猪三郎

登
基
案



4183



圖器外別

十寸長十寸半



街幅四十一寸

門幅四十一寸

二層樓

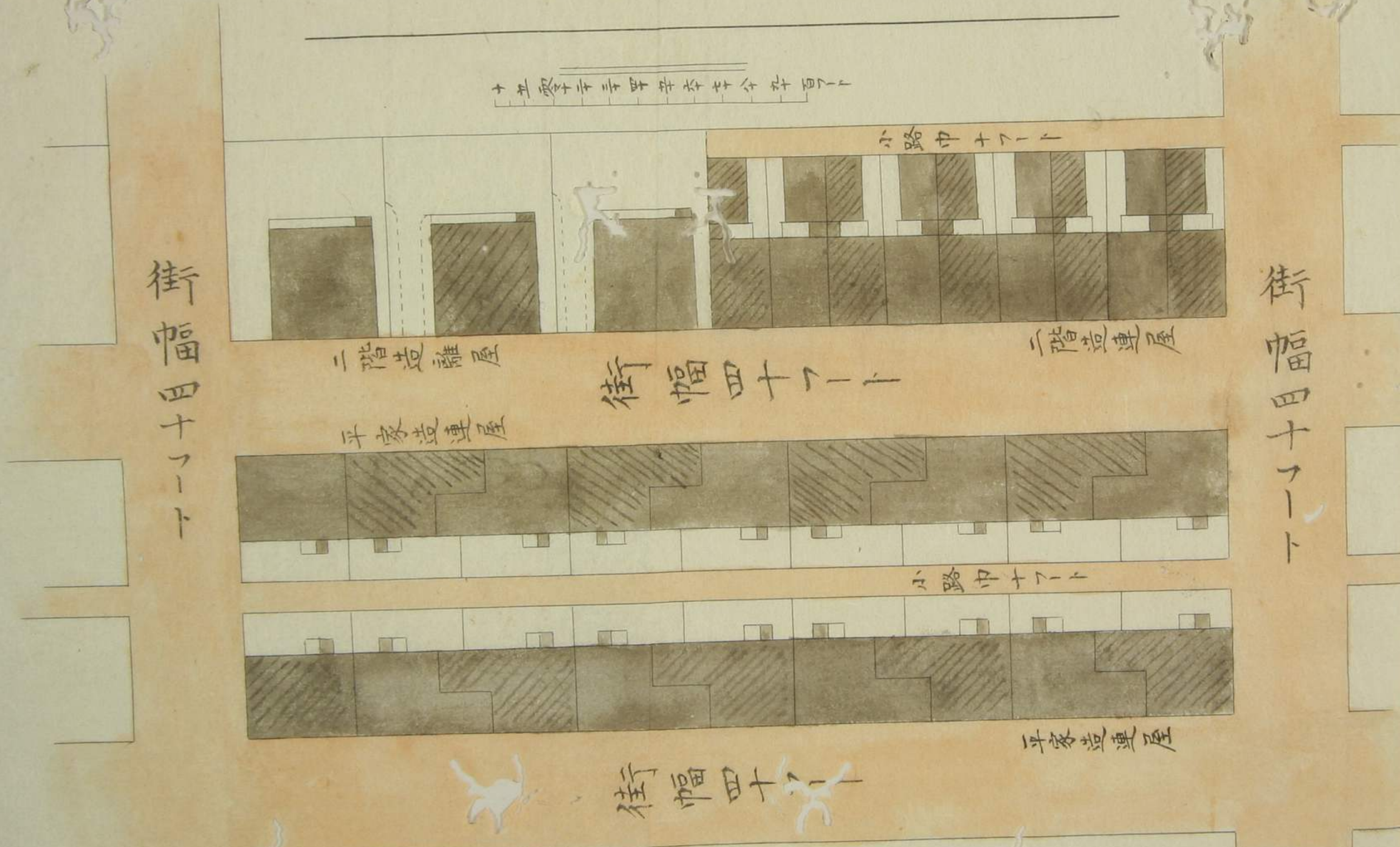
十寸長十寸半

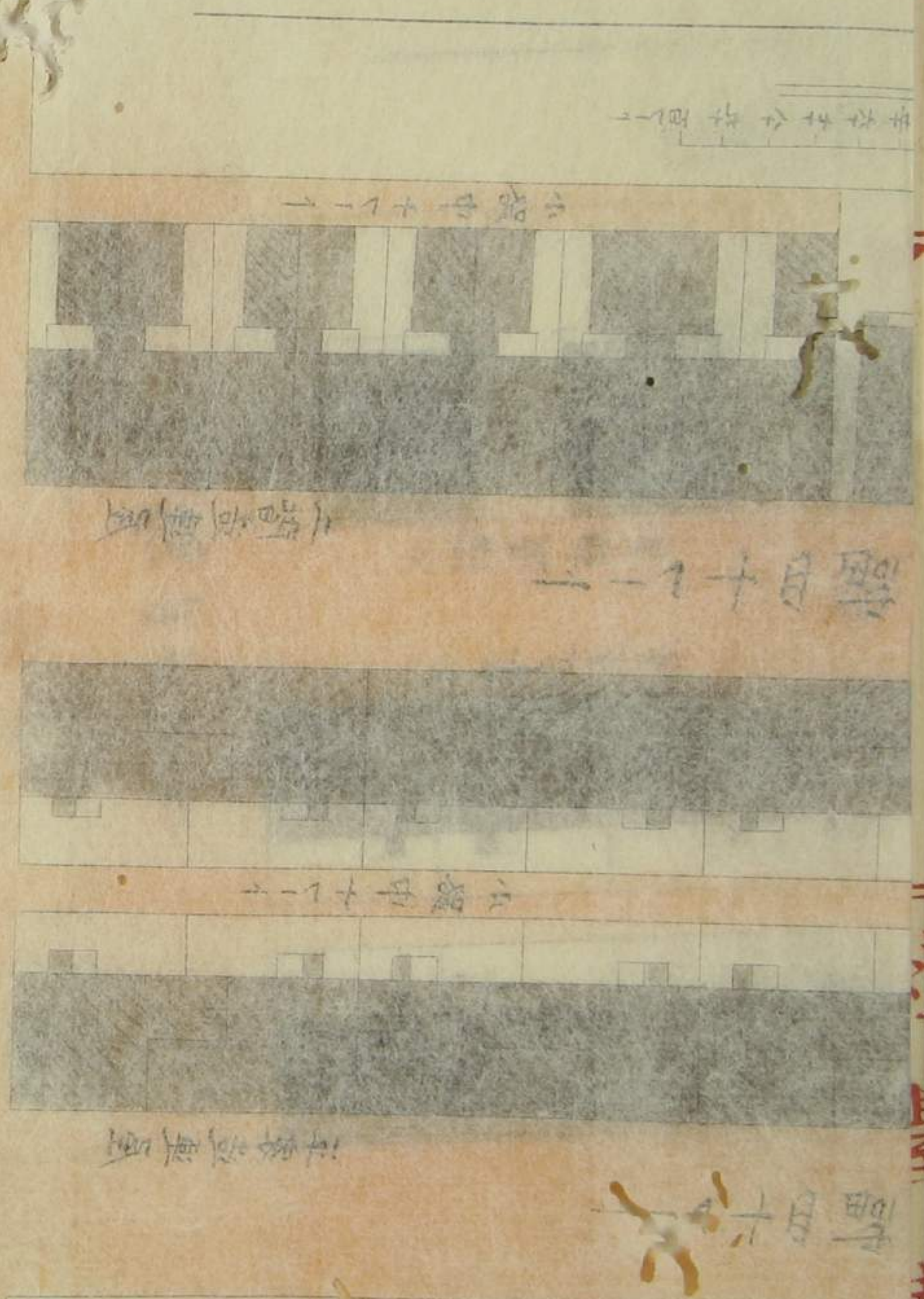
樓

樓

火
臺
景

家屋建列之略圖





掛圖目十二

大正十一年四月

東京に於て數度お察し、於火災なる家
 屋並家賊等大に損失いふ。以候をお防
 き、以爲め考下し、此西而め、二應、一、此採用
 の、此成、最、も、都、在、善、事、任、法、を、左、に、建
 白、任、在

火災除建方之

等、三、可、申、述、候、其、決、る、焼、失、せ、ざ、り、家、屋
 を、造、る、に、多、く、以、て、考、ふ、方、範、を、左、に、示、す

登臺

家屋生 兎角火災之罹り易くは付何處
に家あるも失火之部 夫に其の中亦お稱
必だ多少之損失可有し 且其鄰家も
多少之危険可有し 且其保製作向を
堅固にして適宜に建方にして 且
即部 且此氣の揚り難き品を用ひ
て 且其餘程火勢之延焼を防ぎ且
難焼可減家も其危険を免き可なり

防火之事

家屋建築向防火之手当宜少く
且人民火之取扱に注意を有し 且
大火之起る事 勿論に有し 且今日亦
其室内板壁之側 或は四方燃 易き
物を造り 且其少室なる大木を焚き
居る者 向後火事之度 敷を減す可段
手当施す 且其先づ火を取扱は海行

人民之概似一新改革可致後之
 且木炭焚用之は神と陶器又其
 鉄製之丈夫なる室内之入れ用は
 尤も以て失火之患召し召来り得る元來
 火之及て木炭或夫石炭より係る
 室の火焚場不煙物ニテ作りニ壁ノ下部ヲ
切り込ニ鉄ヲ以テ蓋フタル所
 子て焚く海一之上方ニ通煙洞を設け
 煙或夫温氣を去りしむ海一且生灰

片付く為の未尚く仕方可くは尚也
 火焚場及び通煙洞之近傍大梁林
 等を決る木製改修を以て其有る
 屋製他向を陸固くして通煙之建方
 い多し而大に火災之近境を防む
 事一故今只其趣を中より改修
 之所務と爲すべし

今東東之家屋之事

方今東東之勢也夫實之火勢在
盛天子尊きの形質之旨に根之無木を
壁より外に差出て壁に多分極薄き板
を以て蓋ひ定或夫定に外戸を蔽て
奈火綿の如く且長尾之類に至極傾
建てる燃一易くは存一度如火改は
夫は空を走る所は諸物焼盡さ
ざる内は不可防の勢に及ぶ

四面に巨細書

三通りの家屋の形は易面を流差
上は方一と裏庭に廣き道路ある難
家なる方と大間家又と旅籠屋等に
可然なる方と方二と裏庭に土蔵ある二階
作りと連座する方と小間家或は見世
賣の家と通角可成方三十方内之割合
方二と同根ある平座作りと土蔵を

御街の向ヶ五建の存裏手は地所
少くあり是れ連屋の二つ三
の経画方ハ生かぬし裏手は少敷を後
に表に建てるにのつて裏手
は通にまぬれは少敷の二つ三

経画方巨細書

此経画方と付ると家屋の形跡を出せる
都合と申す火の焼廻る程の道

又隔鄰壁を以て他と存せし厚固に
見込は且申す日本風の家屋は
を存せし毎一室毎室の表口
に柱を結ぶにあり一室上の経画方
或は能く桁を組居せし桁を
七五斤二階作りといはれし
根の多し又右経画柱の
其他の名は

家々山脈七之々十の登中
不勝之ヲ云外之ハ根可成通例一訂戸
若之像子ハ右列戸より内ハ五六尺ハ
隔可也 併物有内ハ遠直之兼房之
可成水成日中風内之建方盡
く存知帯 以之 故之元全之經画い
多 兼ハ百圓面之著ハ内之
挿根も不勝遠直之ハ以之 房変ハ家内

之其側 若之裏手在下又帯 以
通リ煉化石或之三和土 為築ホ之帯
自根之通例之瓦葺月之可成ハ得在熱而
火之燒込む べき粒分を要後出 不
至根可成ハ平家作り 兼之 二階作り
之少家之互之連接 之少之 間隙
無之ハハ均等差障り 之少之 無之ハハ均等
勿論車接之存屋ニ新之ハ内一新之

出火之及けり離家よりも移延燒可致
患召し下し得共连接し他の方へ地所
築建物は甚お省々二軒之側壁も
一軒分より事一足り小付以仕法を
用ゆる可也ハ左连接し大小長短
寸計り要之を二取建可也ハ

倉庫築長屋敷之事

図面を二所毎に倉下計り之を著し

以得共出用之りハ有廢 以るも回致
又火災之堅固し倉と築建ハ之最
好し仕法ハ圖面し通し其倉と
襖待ニ有向テ煉化石を作り有和ハ
七弓形之積ミ上ガ可也 又裏手ニ有
小分を通例日弁風し土壁作り之を
可也ハ厠手ハ有屋敷と築建ハ之を
都る瓦葺目取之を煉化石のみ

石を別「後必要」の中「海」云々
包根「是」道「往」來「道」木「之」建「之」事
而「根」根「及」以「瓦」為「可」甘「昔」併「在」瓦「之」煉
此「石」或「も」三「和」出「壁」之「頂」上「道」密「昔」
即「一」出「火」之「路」を「瓦」之「下」火「粉」之「入
込」ざる「根」右「壁」之「瓦」之「透」る「と」海「塞」さ
可「中」我

煉石之事

是「近」日「本」人「煉」石「建」物「之」海「等」
其「法」法「者」也「乃」こ「ろ」こ「ろ」こ「ろ」
低「石」所「之」上「り」こ「ろ」
左「也」こ「ろ」
と「是」公「堅」固「之」
並「し」前「之」分「平」字「之」
厚「サ」等「を」一「様」
漆「粉」等「を」用「少」

合を以て混合液を以て之を以て
左煉化石を以て之を以て之を以て
全壁を積上りて之を以て之を以て
壁を厚く分程迄積りて之を以て
可申す

三和土之製

煉化石を以て三和土を用ひて之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て

今、新膏の可者、液散を以て之を以て
細可申す、抑三和土を以て之を以て
或て石灰、泥土等、所産を以て之を以て
石灰を以て之を以て之を以て之を以て
英國、多國、家、能、以、之、を、用、以、
之、を、以、之、を、以、之、を、以、之、を、以、
用、以、之、を、以、之、を、以、之、を、以、
煉化石より、利、を、以、之、を、以、之、を、以、

こすや價のこく出せば壁の厚さ内一さき
と持たぬよりと将何の固緻密なること
り身家を乾燥し五成且出せば方こそ
此邊のりより又整備なるを想知て此を
正當に人力ある用せりあるを家なるを
三日の月を月壁の厚さ中か如之元
今堅固の壁を作り此の形を造る
此のセポルトラントセメントを除くは用も可き

物他を多くは。おとらとセメントを混合
物漸く堅固にてその堅牢性を如く相
成りてあること購入の或る通例に
石層の厚さあるを壁の厚さの或る厚さ
その中より好みとるべきこと採
用経路又此利を泥土とて通例の或
強しと利あるの如く直徑の二寸半
四分三より大なる石を造る者此利を

混淆致るなり其字をぬき白紙を
之に七割七厘をせしめ下一分を割
合する致し其紙を多用し其利
五分又二分位を其紙一分を混合の致
減するなり又其紙を縮く混合せし
むるも其利下る所或はセメントを入
りて土捏箱に入しセメント或は其紙を
利ト全く混合せしめ其紙を揉み上り

水撒着を以て其紙を悉く浸潤致し
混和の致し併多量の水を多用し
セメントを流去り故に清水の分量は只
其利とセメントと能く粘着するなり其利
を凝集力を失くさざる内にて強さを保
たすの中其紙を築き其紙を多用し其
紙を多用し其紙を多用し其紙を多用し
其紙を多用し其紙を多用し其紙を多用し

澤舟二フートに空るる三和虫を能
衝き込み十分堅牢なる或は印を板を
取除け之を工次上ヶ以てあり
染まらぬ申せ併美由なるを方今右
まの架におの官件精巧なる者裁あり
申せ右者裁に人力并入るるを省き
窓戸通烟洞を板の上と凸所を
製造実の精巧を極め併右者裁を不

燈臺景

用はれ前文の板用をこまにおき
壁の味を致し壁を或は大小の板
階九ヶ子より十八ヶ子厚あり二階
あり壁を九ヶ子厚馬十分あり
二階造り壁を凡十二ヶ子厚あり
十分あり

家屋并衢街窓の事

此書におき図面を或は列を法方

燈臺景

をくあしハ大御も幅四拾フートより狭段
百番候も及び又家屋裏より少路や
幅十フートより段上連座を棟長カ音
フートより八百フートより併句幅は或は
或る土地歟と地を或指すことなきに任せ
可申候

入費積り之事

家屋作形前文ニあるに入費増^有積り

と云ふ通にありて併是を新考家作
法にありて右入費積りの高と海城
と云ふ六ヶ所内大英國より同積り家
屋を西建りより七ヶ所内東建り積りを
以て左に記載す

二階造家一軒毎入費は積

- 一金四百兩 屋内並因縁と柱記云
- 一金五百五拾兩 同 土台料

一金八拾兩 鑄漢布祿活字印料

一金貳百兩 鑄漢布祿活字印料

一金五百兩 屋根字窓及瓦內造他

一金百兩 門平地均費

一金千五百三十拾兩

右金高之二刻

一金百五拾三兩 臨時入用

數之金千六百八拾三兩

二階造連屋二軒每會見積

一金八百五拾兩 屋內并因屋造他石

一金百五拾兩 回子石料

一金四拾兩 磚磚并鑄活字印料

一金百兩 鑄漢布祿活字印料

一金二百兩 屋根字窓及瓦內造他

一金五拾兩 門平地均費

一金七百九拾兩

右金高之一割

一金七拾五兩 臨時入用

惣ノ金八百七拾五兩

平家造連屋一軒ノ付金足積

一金四拾五兩 屋内并因廢雜仕石

一金四拾五兩 同ノ石料

一金六拾兩 禱禱并船泊ノ石料

一金百七拾兩 船禱并船泊ノ石料

一金百七拾兩 屋根戸窓及屋内造作

一金五拾兩 門并地均入費

ノ金七百七拾五兩

右金高之一割

一金七拾七兩 臨時入用

惣ノ金八百七拾五兩

西曆一千八百七拾三年
四月
アムヘンリー・ブラント

東京二部省

佐野二部大臣之下

燈臺景